

○島根県警察における公益通報の取扱いに関する訓令

(平成18年島根県警察訓令第12号)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 外部通報の取扱い（第3条―第9条の3）

第3章 内部通報の取扱い（第10条―第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、島根県警察における公益通報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者（島根県警察を含む。以下同じ。）の法令遵守を推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 通報対象事実 次のいずれかのことをいう。

ア 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として次に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

(ア) 刑法（明治40年法律第45号）

(イ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

(ウ) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

(エ) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

(オ) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

(カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(キ) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(ク) 公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）で定めるもの

イ アに掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが、アに掲げる犯罪行為の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実がアに掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

(2) 外部通報 次のことをいう。

ア 通報対象事実等（通報対象事実その他の法令違反の事実をいう。以下同じ。）

(島根県公安委員会(以下「公安委員会」という。))が処分又は勧告等の権限を有するものに限る。)に関係する事業者には雇用されている労働者(島根県警察の職員(以下「職員」という。))を含む。)、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、当該事業者又はその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者が、当該通報対象事実等が生じ、又は正に生じようとしている旨を公安委員会に対し通報すること。

イ 通報対象事実等(島根県警察が処分又は勧告等(捜査を含む。以下同じ。))の権限を有するものに限る。)に関係する事業者には雇用されている労働者(職員を除く。)、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、当該事業者又はその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者が、当該通報対象事実等が生じ、又は正に生じようとしている旨を島根県警察に対し通報すること。

(3) 内部通報 次のことをいう。

ア 職員、島根県警察の契約先の労働者又は役員、これらに該当する者であったものその他の島根県警察に係る法令遵守を確保する上で必要と認められる者(以下「職員等」という。))が、島根県警察(島根県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。))について通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている旨を島根県警察に対し通報すること。

イ 職員等が、職員について通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている旨を島根県警察に対し通報すること。

(4) 相談窓口 公益通報を受理し、及び公益通報に関連する相談に応じるための窓口をいう。

(5) 主管所属 通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限に係る事務を所掌する所属(警察署を含む。)をいう。

## 第2章 外部通報の取扱い

(外部通報の相談窓口等)

第3条 警務部総務課公安委員会補佐室に、外部通報(前条第2号アに該当するものに限る。)の相談窓口を置く。

2 警務部広報県民課に、外部通報(前条第2号イに該当するものに限る。)の相談窓口を置く。

3 警察署の総務課に、外部通報の相談窓口を置く。

4 前3項の相談窓口においては、電話、電子メール、口頭又は書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第10条第2項において同じ。)による外部通報又は外部通報に関連する相談(以下「外部通報等」という。)を受け付けるものとする。

5 警察署長は、相談窓口で受け付けた外部通報等の内容を、速やかにその内容に応

じ第1項又は第2項の相談窓口に通知するものとする。

- 6 外部通報の相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、外部通報等をされたときは、遅滞なく、その内容に応じて第1項から第3項までのいずれかの相談窓口への通知その他の適切な措置を執るものとする。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除)

第3条の2 外部通報等の処理に関与した職員は、外部通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 外部通報等の処理に関与した職員は、知り得た個人情報（島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第2条1号に規定する個人情報（死亡した個人に関するものを除く。）をいう。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 外部通報等をした者の特定につながり得る情報（外部通報等をした者の個人情報のほか、調査が外部通報等を端緒としたものであること、外部通報等をした者しか知り得ない情報等を含む。）については、調査の対象となる事業者及びその関係者に対して開示してはならない。ただし、外部通報等への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を次項に規定する同意を取得して開示する場合を除く。
- 4 外部通報等をした者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、当該外部通報等をした者の書面、電子メール等による明示の同意を取得しなければならない。
- 5 前項に規定する同意を取得する際には、当該外部通報等をした者に対し、情報共有が許される範囲外に当該外部通報等をした者の特定につながり得る情報を開示する目的及び当該情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明しなければならない。
- 6 外部通報等をした者本人からの情報流出によって外部通報等をした者が特定されることを防ぐため、外部通報等をした者に対し、情報管理の重要性について、十分に説明を行うなど、その理解が得られるように努めなければならない。
- 7 職員は、自らが関係する外部通報等の処理に関与してはならない。
- 8 警務部総務課長（以下「総務課長」という。）、警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）及び主管所属の長は、外部通報等への対応の各段階において、外部通報等への対応に関与する職員が当該外部通報等に係る事案に利益相反関係を有していないか否かを確認する。

(外部通報の受理等)

第4条 総務課長及び広報県民課長は、通報があったときは、この訓令の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、受理すべき外部通報に該当するか否かを判断しなければならない。正当な理由なく、通報の受付又は外部通報の受理を拒んではならない。

- 2 総務課長及び広報県民課長は、通報が外部通報に該当すると認められるときは、当該通報の内容を主管所属の長に通知するとともに、当該通報をした者（以下この章において「通報者」という。）に対し、当該通報を外部通報として受理したこと

を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、総務課長及び広報県民課長は、当該外部通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに当該外部通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対し、通報者の秘密は保持されること、個人情報は保護されること、外部通報の受理後の手続等を説明するものとする。

- 3 前項の場合において、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため当該外部通報をした者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- 4 総務課長及び広報県民課長は、通報が外部通報に該当しないと認められるときは、当該通報をした者に対し、当該通報を外部通報として受理しないこと及びその理由について遅滞なく通知しなければならない。この場合において、総務課長及び広報県民課長は、当該通報に係る通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限を公安委員会及び島根県警察が有しないものであるときは、当該通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

(調査の実施等)

第5条 主管所属の長は、相談窓口が受理し、前条第2項の規定により通知を受けた外部通報について、必要な調査を行うものとする。

- 2 主管所属の長は、前項の調査の実施に当たっては、外部通報の内容に応じて所属職員のうちから、通報担当者を指定するものとする。
- 3 通報担当者は、所属における外部通報への対応に関する事務の管理及び通報者との連絡に関する事務を担当するものとする。
- 4 主管所属の長は、通報担当者を指定したときは、その者の官職及び氏名を総務課長又は広報県民課長に通知するものとする。
- 5 第1項の調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守り、及び個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 6 主管所属の長は、通報者に対し、相談窓口が当該外部通報を受理してから主管所属がその処理を終了するまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努めるものとする。
- 7 主管所属の長は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況にあつては適宜、調査結果にあつては遅滞なく通知するよう努めるものとする。
- 8 主管所属の長は、前項に規定する通知をしたときは、その内容を総務課長又は広報県民課長にも通知するものとする。

(受理後の教示)

第6条 通報を受理した後において、公安委員会及び島根県警察ではなく他の行政機関が当該通報に係る通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、主管所属の長は、当該通報をした者に対し、当該権限

を有する行政機関を遅滞なく教示するとともに、法執行上の問題がない範囲において、当該通報をした者に対し、自ら作成した当該通報事案に係る資料を提供するものとする。この場合において、主管所属の長は、当該権限を有する行政機関を教示したこと及び当該通報事案に係る資料を提供したことを総務課長又は広報県民課長に通知するものとする。

(調査結果に基づく措置の実施等)

第7条 主管所属の長は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下この章において「措置」という。）を執るものとする。この場合において、主管所属の長は、あらかじめ（やむを得ない場合にあつては事後に）、当該措置の内容を総務課長又は広報県民課長に通知するものとする。

2 主管所属の長は、措置を執ったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、その内容を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(公安委員会への報告)

第8条 警察本部長は、相談窓口で受理した外部通報の内容及び主管所属の長が執った措置の内容を取りまとめ、公安委員会に遅滞なく報告するものとする。

(他の行政機関との協力等)

第9条 職員は、外部通報に関して、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をするものとする。

2 主管所属の長は、通報対象事実等に関し、公安委員会及び島根県警察のほかに処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、又は措置を執るなどするものとする。

(外部通報等をした者の保護)

第9条の2 警察本部長は、正当な理由なく、外部通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を執るものとする。

2 総務課長、広報県民課長及び主管所属の長は、外部通報等への対応を終えた後においても、当該外部通報等をした者からの相談等に適切に対応するとともに、通報したことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、当該外部通報等をした者の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(通報関連資料の管理)

第9条の3 総務課長、広報県民課長及び主管所属の長は、外部通報等の処理に係る文書を、島根県警察における公文書の管理に関する訓令（平成13年島根県警察訓令第34号）に基づき、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切に管理しなければならない。

### 第3章 内部通報の取扱い

#### (内部通報の相談窓口)

第10条 警務部監察課（以下「監察課」という。）に、内部通報を受理し、内部通報に関連する相談を受け付ける相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口においては、電話、口頭又は書面による内部通報及び内部通報に関連する相談（匿名によるものを含む。以下「内部通報等」という。）を受理し、又は受け付けるものとする。
- 3 内部通報の相談窓口の事務に従事する職員（第17条第2項において「窓口担当職員」という。）以外の職員は、内部通報等をされたときは、遅滞なく、第1項の内部通報の相談窓口への通知その他の適切な措置を執るものとする。

#### (秘密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除)

第10条の2 内部通報等の処理に関与した職員は、内部通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 内部通報等の処理に関与した職員は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 職員は、自らが関係する内部通報等の処理に関与してはならない。
- 4 警務部監察課長（以下「監察課長」という。）は、内部通報等への対応の各段階において、内部通報等への対応に関与する職員が当該内部通報等に係る事案に利益相反関係を有していないか否かを確認する。

#### (内部通報の受理等)

第11条 監察課長は、通報があったときは、この訓令の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、受理すべき内部通報に該当するか否かを判断しなければならず、正当な理由なく、通報の受付又は内部通報の受理を拒んではならない。

- 2 監察課長は、職員等から受けた通報が内部通報に該当すると認められるときは、当該通報をした者（以下「通報者」という。）に対し、当該通報を内部通報として受理したことを遅滞なく通知しなければならない。この場合において、監察課長は、当該内部通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに当該内部通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対し、通報者に対する不利益な取扱いのないこと、通報者の秘密は保持されること、個人情報保護は保護されること、内部通報の受理後の手続等を説明するものとする。
- 3 前項の場合において、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため当該内部通報をした者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- 4 監察課長は、職員等から受けた通報が内部通報に該当しないと認められるときは、当該通報をした者に対し、当該通報を内部通報として受理しないこと及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。

#### (調査の実施等)

第12条 監察課長は、前条第2項の規定により受理した内部通報について、必要な調

査を行うものとする。

- 2 監察課長は、通報者に対し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、内部通報に関する調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を遅滞なく通知しなければならない。
- 3 監察課長は、通報者に対し、当該内部通報を受理してからその処理を終了するまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努めるものとする。
- 4 調査を実施するに当たっては、監察課長の指揮又は調整の下、通報者の秘密を守り、及び個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 5 監察課長は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況にあつては適宜、調査結果にあつては遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(調査結果に基づく是正措置等の実施等)

第13条 監察課長又は通報対象事実の当事者である職員が勤務する所属その他の内部通報の処理に係る所属（以下「関係所属」という。）の長は、調査の結果、当該通報対象事実があることが明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を執るとともに、関係所属の長はその内容を遅滞なく監察課長に通知するものとする。この場合、必要に応じ、関係者の処分を行うものとする。

- 2 監察課長は、是正措置等を執ったときは、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、その内容を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(公安委員会への報告)

第14条 警察本部長は、相談窓口で受理した内部通報の内容、調査結果及び是正措置等の内容を取りまとめ、公安委員会に遅滞なく報告するものとする。

(関係事項の公表)

第15条 監察課長は、通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、調査結果及び是正措置等のうち島根県警察の法令遵守が推進されると認められる事項を適宜公表するものとする。

(是正措置等の実効性評価)

第16条 監察課長及び関係所属の長は、是正措置等が十分機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めるものとする。

(内部通報等をした者の保護)

第17条 職員は、内部通報等をした者（以下「通報者等」という。）に対し、当該内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 監察課長及び窓口担当職員は、通報者等の個人情報を監察課長及び窓口担当職員以外の職員に対し、提供してはならない。ただし、監察課長が内部通報等の処理等

に必要と認め、かつ、通報者等の同意がある場合は、この限りでない。

- 3 警察本部長は、通報者等に対して当該内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱い等をした者に対し、懲戒処分その他適切な措置を執るものとする。正当な理由なく、当該内部通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。
- 4 通報者等は、当該内部通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いを受けたと認めるときは、その内容に応じ、島根県人事委員会に対する不利益処分についての審査請求（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項）若しくは勤務条件に関する措置の要求（同法第46条）を行い、又は島根県人事委員会の苦情相談制度（職員からの苦情相談に関する規則（平成17年島根県人事委員会規則第11号））を利用することができる。

（通報者等の継続保護）

第18条 監察課長は、関係所属の長と協力し、内部通報等の処理終了後、内部通報等をしたことを理由として通報者に対する不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の事後の十分な保護に配慮するものとする。

（上司への内部通報）

第19条 内部通報に該当すると認められる通報を受けた職員が当該通報をした職員の上司である場合において、当該通報を受けた職員は、自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、遅滞なく、上司への報告、内部通報の相談窓口への通報その他適切な措置を執るものとする。

（職員の協力義務等）

第20条 職員は、正当な理由がある場合を除き、調査に誠実に協力しなければならない。

- 2 職員は、内部通報等に関し、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をするものとする。
- 3 職員は、県民等職員以外の者から内部通報等に関連する情報提供を受けたときは、これを誠実に処理するものとする。

（通報関連資料の管理）

第21条 監察課長及び関係所属の長は、内部通報等の処理に係る文書等を、島根県警察における公文書の管理に関する訓令に基づき、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切に管理しなければならない。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年12月1日島根県警察訓令第39号）

この訓令は、制定の日から施行する。



附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日島根県警察訓令第14号）  
この訓令は、平成25年3月28日から施行する。

附 則（平成26年12月24日島根県警察訓令第27号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日島根県警察訓令第14号）  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月28日島根県警察訓令第14号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年10月24日島根県警察訓令第13号）  
この訓令は、制定の日から施行する。